

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
この度、「保医発0430第1号」により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。  
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。  
謹白

### 記

■ 適用日 令和3年 5月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
百日咳菌抗原定性	217点



## ▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
百日咳菌抗原定性	217点	免疫学的 検査判断料 (※6: 144点)	「D012」 感染症 免疫学的検査 の「41」	百日咳菌抗原定性 ア 関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、イムノクロマト法により百日咳菌抗原を測定した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「41」レジオネラ抗原定性（尿）を準用して算定する。 イ 本検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」百日咳菌核酸検出又は同区分「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。